

森林整備業務に係る受注希望型競争入札実施要領 新旧対照表

新（令和5年1月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p>森林整備業務に係る受注希望型競争入札実施要領                      （平成16年12月20日付け16監技第204号）                      （最終改正 <u>令和4年12月9日 4森政第415号</u>）</p> <p>（略）</p> <p>（入札の公告）</p> <p>第2 発注機関の長は、対象工事を本競争入札に付するときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6及び財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条の規定により、次に掲げる方法により公告するものとする。</p> <p>（1）長野県公式ホームページ（長野県「<u>電子入札システム</u>」及び「<u>入札情報システム</u>」（以下<u>総称して</u>「システム」という。）を含む。以下同じ。）への掲載</p> <p>（略）</p> <p>（入札参加資格要件）</p> <p>第3 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格要件」という。）は、入札公告日から落札決定日までの間、次に掲げる要件を満たしていなければならない。</p> <p>（1）対象工事に共通する入札参加資格要件</p> <p>（略）</p> <p>キ 県発注の他の工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限経過後請負契約約款第<u>32</u>条に基づく工事完成の検査を完了していない者でないこと。</p> <p>（略）</p> <p>附 則</p>	<p>森林整備業務に係る受注希望型競争入札実施要領                      （平成16年12月20日付け16監技第204号）                      （最終改正 <u>令和3年3月16日 2森政第550号</u>）</p> <p>（略）</p> <p>（入札の公告）</p> <p>第2 発注機関の長は、対象工事を本競争入札に付するときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6及び財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条の規定により、次に掲げる方法により公告するものとする。</p> <p>（1）長野県公式ホームページ（長野県入札情報システム（以下「システム」という。）を含む。以下同じ。）への掲載</p> <p>（略）</p> <p>（入札参加資格要件）</p> <p>第3 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格要件」という。）は、入札公告日から落札決定日までの間、次に掲げる要件を満たしていなければならない。</p> <p>（1）対象工事に共通する入札参加資格要件</p> <p>（略）</p> <p>キ 県発注の他の工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限経過後請負契約約款第<u>31</u>条に基づく工事完成の検査を完了していない者でないこと。</p> <p>（略）</p> <p>附 則</p>

森林整備業務に係る受注希望型競争入札実施要領 新旧対照表

新（令和5年1月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p>本要領は、令和3年4月1日に施行し、施行日に入札公告する森林整備業務から適用する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>本要領は、令和5年1月1日に施行し、施行日に入札公告する森林整備業務から適用する。</u></p>	<p>本要領は、令和3年4月1日に施行し、施行日に入札公告する森林整備業務から適用する</p> <p><u>（新設）</u></p>

森林整備業務に係る受注希望型競争入札実施要領 新旧対照表

新（令和5年1月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p>様式1-1（公告例〔共通事項〕） <span style="color: red;">令和5年1月1日</span>の入札公告から適用</p> <p style="text-align: center;">森林整備業務に係る受注希望型競争入札公告〔共通事項〕</p> <p>1 一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項（入札公告日から落札決定日までの間）</p> <p>(1) 郵送による入札及び長野県電子入札システムによる入札の場合</p> <p>(略)</p> <p>キ 県発注の他の工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限経過後請負契約約款第<u>32</u>条に基づく工事完成の検査を完了していない者でないこと。</p> <p>(略)</p> <p>12 落札者の決定又は入札参加資格要件不適格の決定</p> <p>(略)</p> <p>(3) 落札候補者が提出期限内に<u>10</u>に定める入札参加資格要件審査書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格要件審査のために発注機関の長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は、その効力を失う。</p> <p>(略)</p>	<p>様式1-1（公告例〔共通事項〕） <u>令和2年4月1日</u>の入札公告から適用</p> <p style="text-align: center;">森林整備業務に係る受注希望型競争入札公告〔共通事項〕</p> <p>1 一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項（入札公告日から落札決定日までの間）</p> <p>(1) 郵送による入札及び長野県電子入札システムによる入札の場合</p> <p>(略)</p> <p>キ 県発注の他の工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限経過後請負契約約款第 <u>31</u> 条に基づく工事完成の検査を完了していない者でないこと。</p> <p>(略)</p> <p>12 落札者の決定又は入札参加資格要件不適格の決定</p> <p>(略)</p> <p>(3) 落札候補者が提出期限内に<u>(1)</u>に定める入札参加資格要件審査書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格要件審査のために発注機関の長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は、その効力を失う。</p> <p>(略)</p>

森林整備業務に係る受注希望型競争入札実施要領 新旧対照表

新（令和5年1月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p style="text-align: right;"><u>令和5年1月1日適用</u></p> <p style="text-align: center;">森林整備業務に係る受注希望型競争入札 入札心得</p> <p>(略)</p> <p>(入札の方法)</p> <p>第4条 入札参加者は、入札書、工事費内訳書等（以下「入札書等」という。）を次のいずれかにより提出しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>4 電子入札による場合、入札書等は次に定める方法で送信しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3)</u> 電子入札システムに障害が発生した場合の対応は、長野県電子入札システム利用規約による。</p> <p>(略)</p> <p>(工事費内訳書の提出)</p> <p>第7条 工事費内訳書の積算価格（以下「内訳書価格」という。）と入札書の入札金額（以下「入札価格」という。）は、原則として一致しなければならない。</p> <p>ただし、内訳書価格について、1万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した当該入札書は、有効として扱うものとする。</p> <p>また、積算価格の値引きは、認めないこととする。</p>	<p style="text-align: right;"><u>令和3年6月1日適用</u></p> <p style="text-align: center;">森林整備業務に係る受注希望型競争入札 入札心得</p> <p>(略)</p> <p>(入札の方法)</p> <p>第4条 入札参加者は、入札書、工事費内訳書等（以下「入札書等」という。）を次のいずれかにより提出しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>4 電子入札による場合、入札書等は次に定める方法で送信しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 電子入札において代理人に入札させる場合には、事前に利用者申請において代理人に関する申請を行うこと。</u></p> <p><u>(4)</u> 電子入札システムに障害が発生した場合の対応は、長野県電子入札システム利用規約による。</p> <p>(略)</p> <p>(工事費内訳書の提出)</p> <p>第7条 工事費内訳書の積算価格（以下「内訳書価格」という。）と入札書の入札金額（以下「入札価格」という。）は、原則として一致しなければならない。</p> <p>ただし、内訳書価格について、1万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した当該入札書は、有効として扱うものとする。</p> <p>また、積算価格の値引きは、認めないこととする。</p>

森林整備業務に係る受注希望型競争入札実施要領 新旧対照表

新（令和5年1月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p>(略)</p> <p>5 初度の電子入札による場合、入札公告により別途定める場合を除き、電子入札システムにより、電子化した工事費内訳書を提出すること。</p> <p>(略)</p> <p>(電子入札システム等の運用時間)</p> <p>第25条 電子入札システム及び入札情報システムの運用時間は、長野県公式ホームページの電子入札スタートページに示すとおりであり、運用時間外は入札手続、案件閲覧等を行えないこと。随時に保守点検を行う必要が生じた場合は、事前に周知を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>5 初度の電子入札による場合、入札公告により別途定める場合を除き、<u>長野県</u>電子入札システムにより、電子化した工事費内訳書を提出すること。</p> <p>(略)</p> <p>(電子入札システムの保守)</p> <p>第25条 電子入札システム及び入札情報システムの運用時間は、長野県公式ホームページの電子入札スタートページに示すとおりであり、運用時間外は入札手続、案件閲覧等を行えないこと。随時に保守点検を行う必要が生じた場合は、事前に周知を行う。</p> <p>(略)</p>